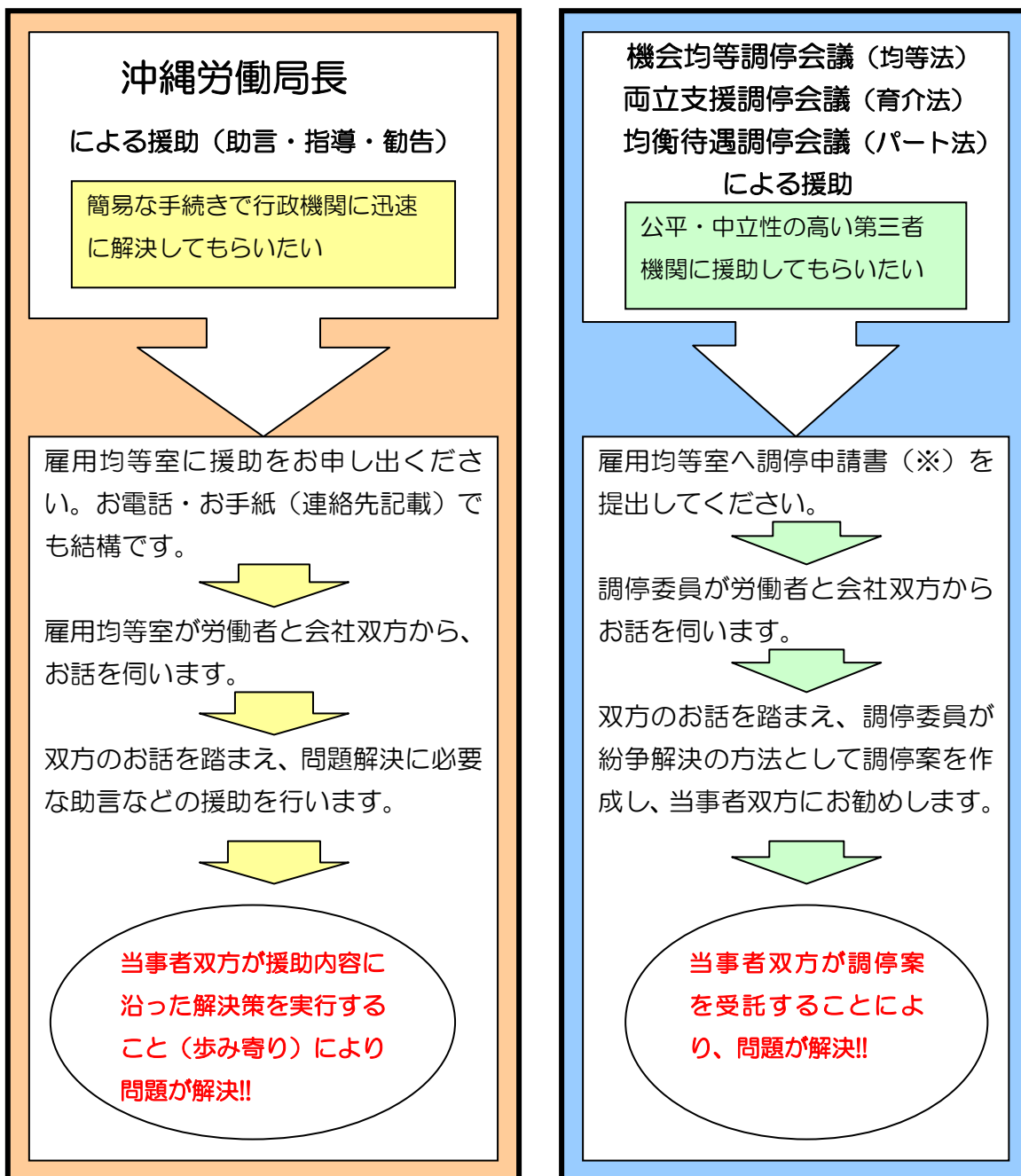


紛争解決援助制度

沖縄労働局雇用均等室では、労働者と会社との間で男女均等取扱い、育児・介護休業等及びパートタイム労働者の雇用管理について民事上のトラブルが生じた場合、解決に向けた援助を行っています。

援助の制度には、沖縄労働局長による援助と調停委員（弁護士や学識経験者等専門家）による調停の2種類があります。



(※)調停申請は、厚生労働省のホームページよりダウンロードできます。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/woman/index.html>